

[事案 2023-323] 年金増額請求

・令和6年8月16日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された金額での年金の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年7月に契約した終身保険について、以下等の理由により、設計書に記載された金額で年金を支払ってほしい。

- (1)本契約が、設計書の記載内容にもとづいていない。
- (2)募集人より、年金額は「確定または定額」との説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書に記載の受取年金年額等は、計算のもとになる配当金はその支払いを約束するという性質のものではないことを前提に、一応の目安として、その前年度決算の配当実績値を用いて、その配当率および積立利率が維持されると仮定して計算した場合の金額を記載したものにすぎない。
- (2)設計書上の「必ずお読み下さい」の欄には、「記載の積立配当金額・受取年金年額については、パンフレットにも説明のとおり、今後変動する（上下する）ことがあり、将来の支払額を約束するものではありませんのでご注意ください」と記載されている。実際に、本契約締結当時に使用されていたパンフレットには、「<必ずお読みください>記載の配当数値・年金年額・年金開始後配当金は、昭和63年度の支払配当率がそのまま推移したと仮定して計算したものであって、今後変動することがありますので将来のお支払額を約束するものではありません。実際の配当数値・お受取金額は、記載の金額を上回ることもあれば下回ることもあります」と記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。